

福井地方最低賃金審議会 第1回 検討小委員会 議事要旨

- 1 日時 令和7年9月9日（火）10:00～12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎1階 第1共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名（定数3名）
労働者代表委員 3名（定数3名）
使用者代表委員 3名（定数3名）
申出人 2名
参考人 2名
- 4 議題
 - （1）令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討（電気機械器具製造業（略称））
 - （2）令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討（繊維機械、金属加工機械製造業）
 - （3）その他
- 5 議事要旨
冒頭、委員長に坪川委員、委員長代理に佐藤委員が選出された。

議題（1）について

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正決定の必要性に関し、申出人及び労働者代表委員からは、

- ・ 労働協約ケースであり、改正決定の申出に係る労働協約の締結率は、適用労働者に対して63.4%を占め、約3分の2に当たることを重く受け止めてほしい。
- ・ 経済産業省の経済実態調査によれば、製造業に占める電機産業の従業者の割合は、全国で13%、福井県においては20%を超え、全国でも9番目に高い就業率である。
- ・ 従業者30人以上の事業所における製造業に占める製造品出荷額は、全国の製造業の約13%に対し、福井県では29%を占める。
- ・ 改正決定の申出に係る7社の全てにおいて、高卒初任給が月20万円を超え、時間換算額では1,200円以上となった。昨年度の申出では時間額993円の企業があったが、本年度は引上げられたものである。

- ・ 県内の基幹産業として、特定最低賃金によって入口賃金の優位性を確保することで産業の魅力を高め、人材の確保・定着を進めていく必要がある。
- ・ 特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促す必要がある。
- ・ 特定最低賃金は、その産業で働く人たちの公正な賃金水準を追求できる利点がある。経団連においても、「賃金と物価の好循環」実現には、特定最低賃金の制度も活用しがいのあるツールだと述べている。
- ・ 新規求職者数の推移では、生産工程、内訳としての金属関係ともに年々減少しており、人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結する。生産現場を支える人材の採用が困難になっている。
- ・ 近年、地域別最低賃金の引上げ額が高く推移しているが、特定最低賃金は当該産業のみに適用し、基幹産業に集中して労働力を確保し、産業として発展するという役割は、今も変わっていない。
- ・ 特定最低賃金としては、一般の賃金水準より数%の優位性が必要と考える。

旨の発言があった。

電気機械器具製造業の実情と福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正決定の必要性に関し、使用者側の参考人からは、

- ・ 電気機械器具製造の請負業を営む企業であるが、仕入れは請負先からであり、価格転嫁において人件費が一番低く見られがちで、人件費の抑制については外国人材を活用することにより対応している。
- ・ 外国人労働者に対しては、お米を安価で販売する方策を取っており、福利厚生面で他社と差別化を図っている。また、外国人労働者からは、福井県の治安の良さなどから、再雇用を求められることがある。賃金以外の要素で選ばれていると思う。
- ・ 特定最低賃金の引上げには反対する。地域別最低賃金の引上げに加え、特定最低賃金の引上げが行われた場合、人件費の増加が時期を分けて発生するが、そのたびに取引先と交渉するには労力を要する。
- ・ 最低賃金を 2020 年代までに 1,500 円とする場合、高卒初任給が現在の 1.5 倍になる。それを支払うには売上げを 1.5 倍にする必要があり、年間の売上 10 億円を 15 億円にすることは容易ではない。価格転嫁が進まない場合、倒産企業も出ると思われる。

- ・ 価格転嫁に係る相談窓口として、こういった機関があるかは承知していない。
旨の発言があった。

議題（２）について

機械製造業の実情と福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定の必要性に関し、使用者側の参考人からは、

- ・ B to B の取引において、取引価格はコロナ前から 3 ～ 5 割上がっている。当初は仕入れ部品の原材料の値上がりであり、次に賃金の上昇分が仕入れ価格を押し上げている。コロナ明け数年間は需要と供給のバランスが良かったが、今年は減速している。昨年から限りが見え、今年はもう一段落ちる様子。機械の価格が高騰し、工場の新設に係る費用が 2 倍、機械に係る費用が 1.5 倍となり、お客様はためらっている状況がある。
- ・ 社内の効率化、D X 化、組み立て時間の縮減、技術伝承を早くするよう努力しているところ。価格を上げてでも自社の収益は良くなっていない。電気代の上昇によるコストプッシュがある。
- ・ 各種助成金の利用については、設備投資と賃上げをセットにされると、先が見通せず支援策の利用に躊躇するところがある。また、事務が煩雑と感じている。助成金が利用されるにはスピーディーな支給が重要。
- ・ 新卒は 1 ～ 2 名の採用を行い、技術の伝承を進め、技術者を育成していきたい。新卒の確保のため賃金が競争になっているが、福利厚生を見直していきたいと考えている。ものづくりに年々、人が来なくなっている。
- ・ 新規採用労働者の賃金が上昇し、人件費全体が上がっており、利益全体を圧迫している。社内では残業を抑え、人件費全体を抑制しているが、カバーできずにいる。特定最低賃金は業界全体に適用されるが、需要が増えれば問題はない。需要が先に良くなれば賃上げも可能と考えている。
- ・ 最低賃金を 2020 年代までに 1,500 円とする場合、初任給が現在の 1.5 倍になり、人件費が全体的に 1.5 倍となる。そのため社会保険料も増加する。利益は、売上げが 4.5 倍程度にならないと利益から人件費は出ないと思われる。
- ・ 賃上げには働く時間の問題が生じるので、年収の壁の問題について、社会保険料が大きくなならないような施策をお願いしたい。また、

外国人材に限らず、県内に労働力を呼び込むためには転入してくるのに費用が掛かるので、県外から来る労働者に手厚い支援をお願いしたい。移住的なものが促進されると働きやすくなる。

旨の発言があった。

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定の必要性に関し、申出人及び労働者代表委員からは、

- ・ 特定最低賃金は、特定産業の「基幹的労働者」に適用されるものである。労働組合が組織化された会社と未組織の会社では、労働者の採用において労働条件が違う現状がある。当該産業全体の賃金の底上げとなり、公正競争の確保へつながるもの。ここ数年、労働者の生活を守る目的である地域別最低賃金が大幅に引き上げられているが、当該産業を魅力あるものにする特定最低賃金の代わりを果たすことはできない。
- ・ 福井県の工業によれば、生産用機械器具製造業には付加価値額が福井県全体の 4.7%を占め、一定の付加価値がある。
- ・ 福井県鉱工業生産指数では、生産用機械は前年同月比も高く、仕事が多いと言え、人手不足を解消していかなければならない。
- ・ 2025 春季生活闘争における労使交渉では、定期昇給又は賃金構造維持に加えて、労使でベースアップを行う必要があるという認識が一致していた。物価上昇による生活費の確保、人手不足に対する新規採用の確保と流失防止の実施が賃上げに繋がっている。その中で賃上げの原資としては一定程度価格転嫁が進んでいる。
- ・ 企業内最低賃金協定を締結している企業 2 社は、初任給水準と連動した金額での協定を締結している。2 年前に協定額が据え置かれていた企業があったが、当該企業では高卒初任給水準に労使協定が引き上げられている。その他の 2 社においても企業内最低賃金協定はないが、賃金テーブルの中で高卒初任給が確保されている。
- ・ 昨年度、目安制度 B ランクにおいて、福井県の時間額 984 円以上で特定最低賃金の金額改定が行われたのは 10 県あり、それぞれ建設的な議論が行われている。改定後の対地域別最低賃金に対する比率は 103.3%～107.2%である。なお、当該特定最低賃金適用産業の賃金水準は地域別最低賃金適用産業と比べて、第 1・10 分位数が 106.1 と優位性がある。過去 10 年間ににおいても同じように優位性を認める。
- ・ 現場で戦力となる高校卒業者の就職者について、少子化の影響もあり、年々減少している。労働者を確保する上では、休日等の労働条

件も大切だが、産業全体として賃金をしっかり上げていくことが必要である。

- ・ 新規求職者数の推移では、生産工程、内訳としての金属関係ともに年々減少しており、人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結する。生産現場を支える人材の採用が困難になっている。ものづくりの人材を確保するために特定最低賃金は一つのツールである。